

令和4年12月

定例農業委員会総会 議事録

令和4年12月12日（月）

宗像市農業委員会

令和４年１２月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和４年１２月１２日				
招集の場所	宗像市役所北館 第２０２会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和４年１２月１２日 午後４時００分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和４年１２月１２日 午後４時４０分			
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席２４人 欠席０人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	梶谷 泰臣	○
２	薄 幸一	○	１４	寺尾 悦治	○
３	山田 堅	○	１５	石松 健一郎	○
４	田中 清和	○	１６	黒石 克巳	○
５	村山 和弘	○	１７	原田 義久	○
６	中山 博之	○	１８	栗野 通孝	○
７	吉田 直行	○	１９	深田 誠	○
８	福嶋 仁士	○	２０	田中 康雄	○
９	岩佐 政子	○	２１	白木 晋平	○
１０	松井 徳一郎	○	２２	中村 和嘉	○
１１	山下 隆広	○	２３	吉永 和義	○
１２	吉武 順子	○	２４	佐藤 裕治	○
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	５番	村山 和弘		６番	中山 博之

令和4年12月定例農業委員会総会会議結果

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

受付NO1	承認
受付NO2	承認
受付NO3	承認
受付NO4	承認
受付NO5	承認
受付NO6	承認
受付NO7	承認

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

受付NO1	承認
-------	----

第3号議案 宗像市農用地利用集積計画（所有権移転）について

受付NO1	承認
受付NO2	承認
受付NO3	承認

第4号議案 宗像市農用地利用集積計画（利用権設定）について

承認

報告事項

第1号 農地法第5条の規定による届出について

第2号 宗像市地域別農地賃借料情報について

○議長

令和４年１２月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。

ただいまの出席委員は２４名です。

よって、令和４年１２月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に、議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第１４条第２項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。７件の案件が申請されています。受付ＮＯ１について審議を行います。それでは、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第１号議案の受付ＮＯ１について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から受付ＮＯ１の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

申請地は、譲受人の●●さんが４０年以上小作してある土地で隣接地も●●さんが所有し耕作されており、今回、譲渡人から贈与したいとのことになりました。現在、申請地を耕作されている方なので問題ないと思われます。

○議長

ただいま、受付ＮＯ１の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第１号議案、受付ＮＯ１について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ１については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付ＮＯ２について、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第１号議案の受付ＮＯ２について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から受付ＮＯ２の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を

受けたいと思います。

○委員

受付番号２番について説明をさせていただきます。譲渡人の●●さんの家と畑を譲受人の●●さんに売って、●●さんが住まれて、そのまま畑をするそうです。

○議長

ただいま、受付ＮＯ２の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第１号議案、受付ＮＯ２について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ２については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付ＮＯ３について、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第１号議案の受付ＮＯ３について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から受付ＮＯ３の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲渡人の●●さんは東京にお住まいの方で相続により土地を所有しておられます。相続後は荒らさずに長年に渡り業者に草刈を依頼され管理を続けておられましたが、申請地の近傍に土地を所有されている譲受人の●●さんとの売買が成立したとのことです。譲受人は●●市にお住まいですが、週末には別宅の●●の家を訪れ、所有されている申請地に隣接する農地の手入れをされており居住地が遠方でも問題はないものと思われます。また、申請地の一部を家庭菜園として貸してあるそうですが、そのまま４月末まで耕作して良いという約束になっているとのことです。その点に関しても問題はないと思われます。

○議長

ただいま、受付ＮＯ３の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第１号議案、受付ＮＯ３について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ３については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付ＮＯ４について、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO4の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号4番の説明をさせていただきます。譲渡人の●●●●さんは譲受人の●●●●さんの実のお兄さんになります。受付番号3で説明しましたように、●●さんが農地を購入するということで、申請地をお兄さんから贈与を受けて一体的な栽培をしたいということです。

○議長

ただいま、受付NO4の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO4について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO4については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO5について、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO5について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO5の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。まず、●●については、私から説明します。

○議長

譲受人の●●さんは先月も3条の申請がありまして、先月の申請と同様に同じ地域の農地を買って苗木を栽培したいとのことです。現在、申請地は耕作されておらず●●さんに買ってもらいたいとのことです。

○議長

つづきまして、●●について、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

●●地区の農地は譲渡人の●●さんが所有されており、譲受人の●●さんに売買することです。以前より申請地を借り受けてコルジリーネが栽培されており購入後は引き続き栽培を続けるとのことです。また、申請地の周りは耕作放棄地が増えており、この一画でも管理が行き届いた方が望ましいと思われます。

○議長

ただいま、受付NO5の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO5について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO5については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO6について、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO6について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO6の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付NO6の説明をさせていただきます。譲受人の●●さんは●●市にお住まいの方です。申請地は耕作放棄地状態で地上げしてレモンを栽培したいとのことです。申請地の隣接地でミカンを栽培されており、特に問題はないと考えます。

○議長

ただいま、受付NO6の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO6について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO6については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO7について、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO7について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO7の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号7番を説明いたします。譲受人は●●さんで譲渡人は●●さんです。●●さんは以前から●●さんの農地を小作しており今回売買ということになりました。

○議長

ただいま、受付NO7の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

持分3分の1とは、どういうことですか。

○事務局

持分3分の1の権利を移転するということで、分筆等はありませんので●●さんがここなどと区域ではなく、所有権は3分の1ということになり法律上は問題ありません。

○委員

3分の1のどこを作っても問題がないのですか。

○事務局

残りの3分の2の方からの同意があれば問題はないと思われます。

○議長

他の2名から同意を取った方が良いのではないか。保留としてはどうか。

○事務局

同意を得ることを許可条件とすることで、保留としなくてもよいですか。

○議長

同意を得るということを許可条件とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO7については、同意を得ることを条件に許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付NO1番の説明をいたします。譲受人の●●●●さんは駐車場用地を探しておられ転用して駐車場にするそうです。申請地はうちが30年以上小作しておりましたが、転用されても排水など特に問題はないと思われます。

○議長

つづきまして、現地調査B班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査班6名で先ほど現地調査をしてまいりましたので報告いたします。申請地の原状は田で今年まで水稻栽培をしてあったとのこと。水路は現状の水路をそのまま確保し、駐車場部分のみを嵩上げて駐車場にするとのことでしたので、担当地区委員から説明があったように水利関係についても問題はないということです。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案の受付NO1についての議案説明と担当地区委員、現地調査班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

○委員

質問をよろしいですか。申請地は1筆の土地を嵩上げて駐車場とし、残りは農地のままとということですか。

○事務局

分筆はなく、申請地は畦で区切られた区域のみ転用して駐車場となります。

○委員

残りの農地の出入りはどこですか。

○事務局

北側の第3轟橋というところからです。

○議長

他に、ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第3号議案「宗像市農用地利用集積計画（所有権移転）について」を議題といたします。3件の案件が申請されています。受付NO1から受付NO3について、一括して事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第3号議案の受付NO1について、資料により説明）

○議長

ただいま、受付NO1から受付NO3について、事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO1から受付NO3について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1から受付NO3については、所有権の移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第4号議案「令和4年度宗像市農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第4号議案について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から第4号議案「令和4年度宗像市農用地利用集積計画について」の説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4議案、令和4年度宗像市農用地利用集積計画について、承認することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第4号議案、令和4年度宗像市農用地利用集積計画については、承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は2件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項第2号「農地賃借料情報について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

（報告事項第1号について、資料により説明）

○事務局

（報告事項第2号について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号及び報告事項第2号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

（なしの声）

○議長

お諮りいたします。本委員会総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員会総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和４年１２月定例農業委員会総会は閉会いたします。